

佐井村過疎地域持続的発展計画(案)

〈令和 8 年度～令和 12 年度〉

青森県下北郡佐井村

目 次

I.	基本的な事項	
1	基本的な事項	
(1)	佐井村の概況	1
(2)	人口及び産業の推移と動向	6
(3)	村の行財政の状況	9
(4)	地域の持続的発展の基本方針	13
(5)	地域の持続的発展のための基本目標	14
(6)	計画の達成状況の評価に関する事項	14
(7)	計画期間	14
(8)	公共施設等総合管理計画との整合	15
II.	持続的発展のために実施すべき施策に関する事項	
1	移住・定住・地域間交流の促進、人材育成	
(1)	現況と問題点	17
(2)	その対策	17
(3)	事業計画	18
2	産業の振興	
(1)	現況と問題点	19
(2)	その対策	21
(3)	事業計画	23
(4)	産業振興促進事項	24
(5)	公共施設等総合管理計画等との整合	24
3	地域における情報化	
(1)	現況と問題点	25
(2)	その対策	25
(3)	事業計画	25
4	交通施設の整備、交通手段の確保	
(1)	現況と問題点	26
(2)	その対策	27
(3)	事業計画	29
(4)	公共施設等総合管理計画等との整合	29
5	生活環境の整備	
(1)	現況と問題点	30
(2)	その対策	32
(3)	事業計画	33
(4)	公共施設等総合管理計画等との整合	33
6	子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進	
(1)	現況と問題点	34
(2)	その対策	35
(3)	事業計画	37
(4)	公共施設等総合管理計画等との整合	37

7	医療の確保	
(1)	現況と問題点	38
(2)	その対策	38
(3)	事業計画	38
8	教育の振興	
(1)	現況と問題点	39
(2)	その対策	40
(3)	事業計画	41
	(4) 公共施設等総合管理計画等との整合	41
9	集落の整備	
(1)	現況と問題点	42
(2)	その対策	42
(3)	事業計画	42
10	地域文化の振興等	
(1)	現況と問題点	43
(2)	その対策	43
(3)	事業計画	43
11	再生可能エネルギーの利用の推進	
(1)	現況と問題点	44
(2)	その対策	44
(3)	事業計画	44
	(4) 公共施設等総合管理計画等との整合	45
※	事業計画（令和8年度～12年度）過疎地域持続的発展特別事業分	— 46

I. 基本的な事項

1 基本的な事項

(1) 佐井村の概況

ア 自然的、歴史的、社会的、経済的諸条件の概要

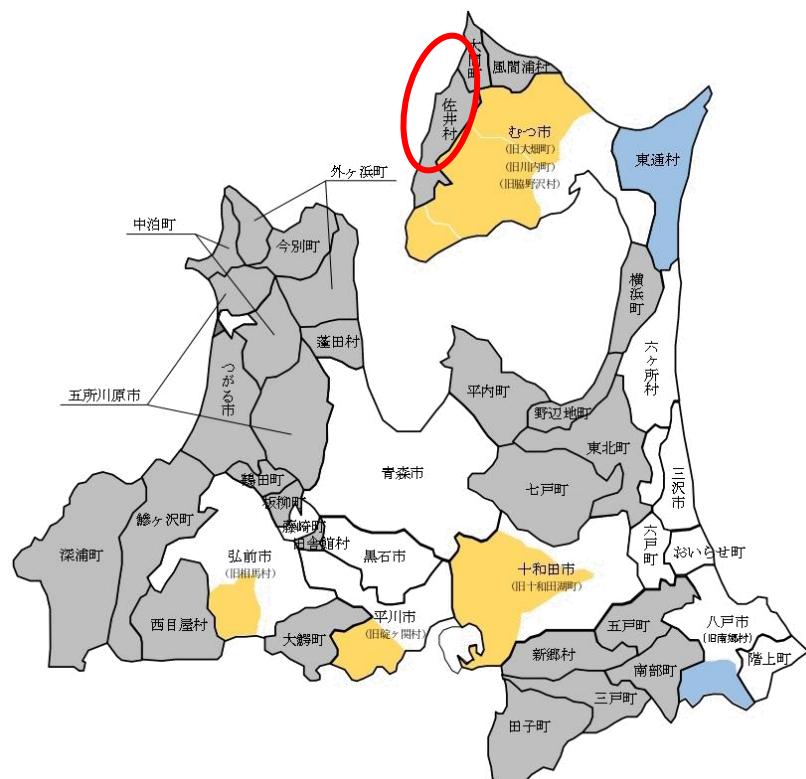
① 自然的条件

佐井村は、青森県下北半島の西側に位置し、津軽海峡に沿って南北を底辺とする細長い三角形をなし、人の顔で例えるなら“下北半島の顔”を構成する部分となり、北部は大間町、東部はむつ市大畑町、同市川内町、南部を同市脇野沢にそれぞれ境を接し、西部は津軽海峡を隔てて北海道渡島と相対している。

地勢は、概して急峻で平坦地が少なく、ほとんどが山地である。したがって役場所在地の佐井地区を中心に南部、矢越地区以南は、山岳が海岸線まで迫っており断崖絶壁をなしているため、耕作地が極めて少なく、大間町との境界に至る原田地区と野平盆地にわずかにあるに過ぎない。この急峻な地形の中に、下北半島国定公園「仏ヶ浦」が指定されている。風光明媚な奇岩怪岩が半島屈指の観光地として、また、貴重な自然遺産としての知名度が高い。

集落は、海岸線に沿って原田、古佐井、大佐井、矢越、磯谷、長後、福浦、牛滝の8集落があり、山間部に川目の1集落が点在している。

【図－1 当村の位置】



(参考) 区分別色付け

全部過疎	みなし過疎	一部過疎	経過措置
------	-------	------	------

村の中心地は、佐井地区（大佐井、古佐井地区）があり、人口の約60%が集中しており、商店街も比較的形成され、行政・経済・教育・文化等の中心となっている。

河川は大小9河川あるが、主要なものは大佐井川、古佐井川であり、いずれも河床の上昇が著しい。

地質土性については、丘陵地域は表土30~40cmで、上層は粘土、砂礫層により形成され、下層は砂礫層により形成されている。

主要な河川の平坦地の丘陵が主な農用地として利用されているが、その割合は極めて少なく、山岳地域の一部の平坦地が放牧地として利用されている。

気象は対馬暖流の影響を受け、高緯度に位置しているものの、低気圧に覆われることが多くなっており、特に冬季から春にかけては北西の風が強く、塩害、風害の影響が著しい。年間平均気温は11.7度で、7月から8月に最高気温に達する。9月末には気温が急激に下降し、残暑期間は短く、10月から11月にかけて更に気温が低下する。

年間降水量は、約1,000mmで降水量のピークは7月から8月である。また、最大積雪深は約60cmで、海岸線沿いは北西の季節風により吹き飛ばされるため積雪が少ないが、山間部はふき溜りによって深雪となる。

② 歴史的条件

本村は、古くから古佐井、大佐井の両河岸の至るところから土器、石器類が多く発掘されている。蝦夷棲息の地であったとみえて、齊明天皇（659年）の御代、阿部臣比羅夫が秋田、能代、津軽の蝦夷を再征して津軽の有馬浜（深浦）において、蝦夷帰順の式を挙げた。この時、胆振組の蝦夷20人も式に招かれた。この胆振組の蝦夷は、佐井蝦夷と伝えられている。（日本書紀）

この地方を古くから宇曾利郷と称し、後には北部とも称した。徳川時代に盛岡南部氏の所領となり、田名部（むつ市）に代官所をおいて支配された。享和3（1803）年に徳川幕府は、佐井を蝦夷地渡航の港として認め、以来、明治初年に至るまで和船の往来があり、下北半島の良港として繁栄した。明治3年斗南藩の領地となり、江刺県と改称されたが明治4年7月廃藩となり、斗南藩を斗南県と改めて青森県に包含され、田名部に支庁を設け、大間に出張所を置いた。明治6年3月大小区の制度を設け、田名部支庁を廃して第6大区役所を置いた。佐井村、長後村、奥戸村、大間村、蛇浦村、易国間村をもって1小区とし、第4小区と称した。明治11年10月大小区を廃して新たに郡制を布き、旧田名部通り34ヶ村をもって下北郡と称した。

このような藩制当時は、佐井村、長後村の2ヶ村であったが、明治22年町村制施行の際に合併し、旧1村区域を大字とし、大字佐井、大字長後をもって新たに佐井村となり、平成元（1989）年に村制施行100周年を迎える現在に至っている。

③ 社会的条件

(ア) 土地条件

当村の総面積は 135.05 k m²であり、県内市町村の中でも比較的広い面積を有し、県総面積の 1.4%を占める。この内訳をみると、山林・原野が全体の 93.2%を占め、その 9 割以上が国有林である。田と畑を合わせた耕作地は、全体の 3.5%にあたる 4.76 k m²、宅地は 0.4%の 0.54 k m²に過ぎず、土地利用率は極めて低い。

(イ) 生活環境

村内の公共交通機関は、下北交通（株）のバス 1 路線に限られている。このバスは、むつ市と村内の佐井地区までを繋ぐ連絡線であり、平日 6 便、土曜・日曜・祝日が 5 便となっているが、佐井地区から村内の矢越以南の地区にはバスの便はない。

道路の整備状況をみると、村内の国道はむつ市から同市川内町、同市脇野沢を経由して当村に至る国道 338 号と、むつ市から大間町を経由して当村に至る国道 297 号の 2 路線が整備されている。

国道 338 号は、途中幅員が狭い箇所や山間部の蛇行・急カーブ箇所については、改良が望まれている。

国道 297 号は、大間町、むつ市を経て野辺地町へ至る、主要幹線道路であり、生活道路や防災、物流等のあらゆる分野で重要な路線である。しかしながら、津波警報の発令や自然災害により国道 297 号が寸断された際には、一時的な孤立状態となるなど、安全確保が課題となっている道路もある。本路線の整備に当たっては、令和 5 年 10 月 31 日に「風間浦村易国間～むつ市大畠町木野部」間の風間浦バイパス約 14km について全線バイパスルートとする概略計画が公表されているが、現在も供用開始目標を明示した上で早期整備実現の要望活動を行っている。

村内の主要地方道について、県道川内佐井線（かもしかライン）は、冬季閉鎖区間が解消され、現在通年通行であるが、降雪や路面凍結による通行止めが生じている。

一般県道薬研佐井線（あすなろライン）は、積雪・路面凍結により冬期間は閉鎖となる。

④ 経済的条件

当村と下北地域の中心都市むつ市までは約 60 km で、国道 338 号、279 号を車で 77 分、青森市までは、陸路 158.8 k m を車で約 210 分、北海道函館市へは隣接の大間町からフェリーで 90 分の時間距離にあり、地域経済の中心都市から遠く、経済的な立地条件に恵まれていない。

また、日常社会生活圏は、むつ市、大間町に依存しており、村内商店からの購入は日常の生活必需品がほとんどである。

イ 佐井村における過疎の状況

本村は、昭和 55 年（1980）年に公布された過疎地域振興特別措置法に基づき、昭和 61（1986）年に過疎地域に追加指定され、現在もその指定を受けている。

令和 2 年国勢調査では、人口 1,788 人、世帯数 826 世帯となっており、昭和 30（1955）年の 5,642 人以降、年々減少している。

過疎化の大きな要因は、若年層の村外流出と出生率の低下である。

基幹産業「漁業」の長期低迷や地域産業・企業・団体において雇用の安定が確保されないこと、加えて高校・大学などの進学による転出も人口減少に起因している。

出生率に関しては、上記課題にも関連する年収の安定が求められることのほかに女性人口が減少傾向であることも起因すると考える。

ウ 社会経済的発展の方向

① 産業構造の変化

当村の近年の就業人口の推移は、平成 17（2005）年が 1,168 人、平成 22（2010）年が 1,079 人で、平成 27（2015）年が 973 人、令和 2（2020）年国勢調査では、就業人口総数 847 人、就業率は 47.4% と前回調査より減少傾向にある。

令和 2 年の産業別構成をみると第 1 次産業が 21.1%（179 人）、第 2 次産業が 25.3%（214 人）、第 3 次産業が 53.6%（454 人）となっている。青森県全体の割合では、第 1 次産業割合が 11.3% という結果であり、この状況を踏まえれば、依然として第 1 次産業にあたる漁業が本村の基幹産業であることに変わりはない。

② 県の総合計画等における位置づけ

（ア）青森県基本計画「青森新時代」への架け橋 よりそい未来へつなぐ

令和 6（2024）年度から令和 10（2028）年度までの本計画では、2040 年の青森県の目指す姿を「若者が、未来を自由に描き、実現できる社会」と掲げている。

下北地域の取組方針は、以下 4 項目とし、各種施策に取り組むこととする。

- ① 地域の特性を生かした農林水産業の体质強化
- ② 地域で連携して取り組む持続可能な観光の推進
- ③ 健康で安心して暮らせる社会づくりの推進
- ④ 多様な人材による元気な下北づくり

（イ）下北地域広域市町村圏における計画等

むつ市、大間町、東通村、風間浦村、佐井村で構成される下北圏域は、行政区域を越えて日常生活圏を共有し、これまで消防・救急、ごみ処理など連携した取組を進め、効率的な行政運営を行ってきた。多様で厳しい社会情勢の中、住民が安全・安心に暮らせる持続可能な地域社会づくりを進めるためには、自治体単独での事業展開には限界があると同時に、当地域においては大変非効率である。

そのため、下北圏域定住自立圏構想では、このような共通認識のもと、地域社会の様々な課題を解決し、持続可能な圏域を形成するため、圏域 5 市町村が、より力強い連携のもと、各市町村の独自性を互いに尊重しながら、それぞれが有する地域

資源を有効に活用し、生活に必要な機能を圏域全体で確立していくことで、将来にわたって地域住民が安全で安心して暮らすことができる魅力あふれる圏域づくりを目指すこととしている。

また、同じく持続可能な地域社会の実現を目指すための方向性などが示された下北ジオパーク推進計画についても上記のような形で、関連する広域市町村と一体となった取組が必要である。

③ 社会経済的発展の方向

本村が所在する下北地域には「個性的な自然と交流の歴史・文化」や「多様な山海の幸」など、貴重で多様な地域資源があることから、本村としては、青森県基本計画や、下北地域広域市町村圏における計画等を踏まえながら、こうした地域資源を活かした取組を展開していく。

具体的には、基幹産業である漁業の持続性を確保するため、施設の機能強化や保全、地域産物の高付加価値化・ブランド化の推進による漁家所得の向上に努めるほか、漁業の担い手の確保に向けた取組を推進する。

また、佐井漁港の整備や旧福浦小中学校跡施設利活用により、新しい観光拠点整備が進められることから、滞在型・体験型の観光メニューの充実を図り、地域資源を最大限に活用した観光戦略や村内の周遊観光を促進する。

④ 地域脱炭素化の推進

地球温暖化による気候変動の影響は、近年、国内外の異常気象という形で表れており、我が国においては、大雨災害の深刻化がそれらを物語っている。異常気象による災害は本村も例外ではなく、このような危機に対して国が掲げた「2050年カーボンニュートラル」という目標は、持続可能な地域を次世代に残すために、必ず達成しなければならない課題であることから、本村もその実現に向けての意思表示として2021年10月にゼロカーボンシティ宣言を行っている。

これに関連して、本村は2023（令和5）年4月に、環境省が定める脱炭素先行地域に選定され、脱炭素社会の実現に向けた先行的な取組を推進することが強く求められることとなった。今後は、自治体新電力の事業拡大による家庭や事業所における省エネルギーの意識啓発に係る事業に取り組むほか、地域と共生した再生可能エネルギー利用施設の整備を進め、地産したエネルギーを有効活用することで、域内の経済循環を図っていく。

また、脱炭素に係る事業を通じて、農山漁村における地域課題の同時解決も目指し、住民・事業者・行政が一丸となった持続可能なむらづくりを推進していく。

(2) 人口及び産業の推移と動向

ア 人口の推移と動向

本村の国勢調査人口では、昭和 30（1955）年の 5,642 人がピークであり、長期的な人口の推移をみると、そこから歯止めがかかることなく減少が続いている。

国立社会保障・人口問題研究所（平成 30 年 3 月時点）によると、令和 12（2030）年の本村の推計人口は 1,403 人となっている。

表 1－1 (1) 人口の推移（国勢調査）

区分	昭和 55 年	平成 2 年		平成 17 年		平成 27 年		令和 2 年	
	実数	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減数
総 数	人 4,174	人 3,348	% △19.8	人 2,843	% △31.9	人 2,148	% △48.5	人 1,788	% △57.2
0 歳～14 歳	1,080	655	△39.4	335	△69.0	191	△82.3	124	△88.5
15 歳～64 歳	2,551	2,022	△20.7	1,635	△35.9	1,084	△57.5	802	△68.6
うち 15 歳～ 29 歳(a)	623	362	△41.9	348	△44.1	185	△70.3	113	△81.9
65 歳以上 (b)	543	671	23.6	873	60.8	872	60.6	858	58.0
(a)/総数 若年者比率	% 14.9	% 10.8	—	% 12.2	—	% 8.6	—	% 6.9	—
(b)/総数 高齢者比率	% 13.0	% 20.0	—	% 30.7	—	% 40.6	—	% 48.0	—

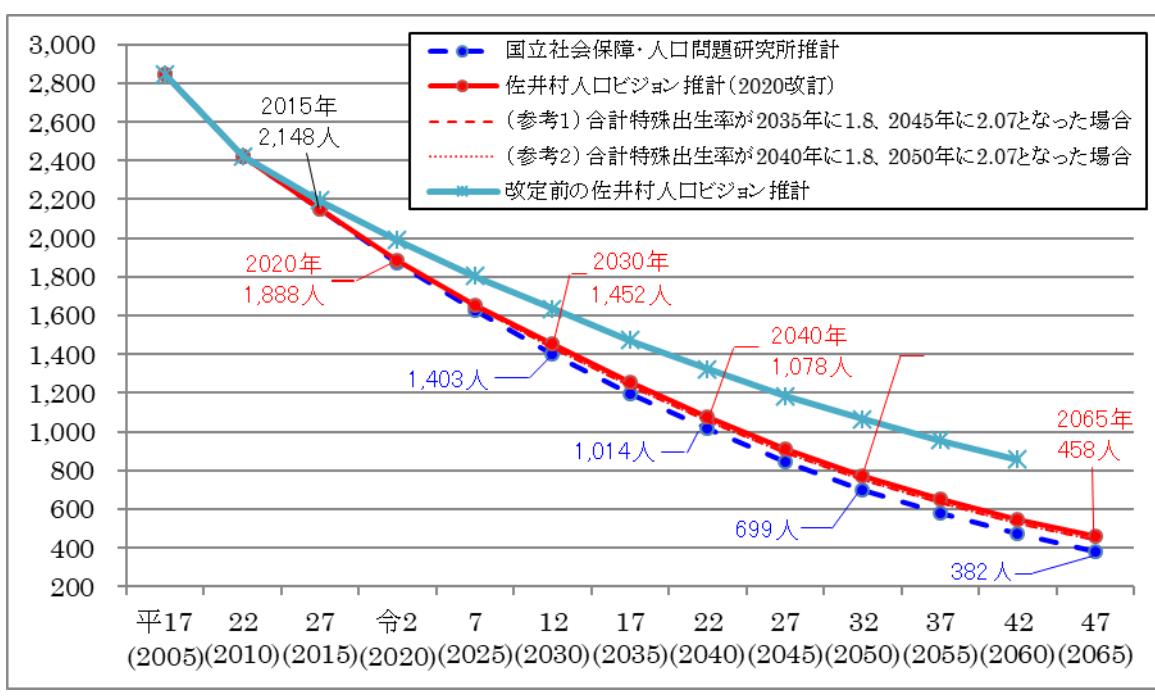
※総数には年齢不詳も含むため、内訳の合計とは一致しない。

※増減率は、昭和 55 年と比較している。

表1－1（2）人口の見通し

(人)

総人口の将来展望（佐井村）



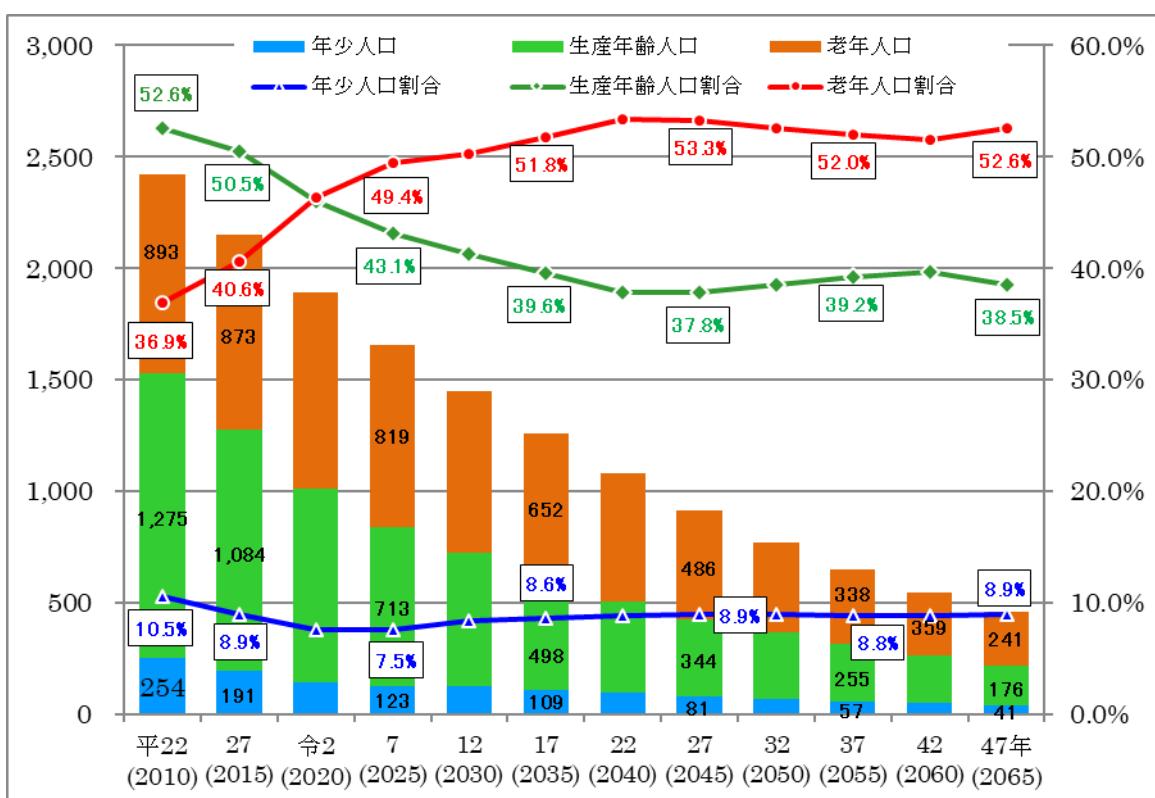
(年)

(資料：佐井村人口ビジョン 2020年改定版)

(人)

年齢3区分別人口の将来展望（佐井村）

構成比率



(資料：佐井村人口ビジョン 2020年改定版)

イ 産業の推移と動向

令和 2 年国勢調査によると、当村の就業人口は、847 人となっており、この産業別内訳をみると、第 1 次産業が 21.1% (179 人)、第 2 次産業が 25.3% (214 人)、第 3 次産業が 53.6% (454 人) である。

当村の就業構造は、県平均と比較すると、第 1 次産業及び第 2 次産業に従事する割合が高く、第 3 次産業が低い構造にある。

しかしながら、本村の第 1 次産業の就業人口比率は減少傾向にあり、第 2 次産業、第 3 次産業へシフトとしている動向がみられることから、基幹産業の漁業の担い手不足が今後益々深刻化する見込みである。

表 1－1(3) 産業別人口の動向（国勢調査）

区分	昭和 55 年		平成 2 年		平成 17 年		平成 27 年		令和 2 年	
	実数	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数
総 数	人 2,204	人 1,845	% △16.3	人 1,168	% △47.0	人 973	% △55.9	人 847	% △61.6	
第 1 次産業	人 1,120 (50.8%)	人 778 (42.2%)	—	人 297 (25.4%)	—	人 233 (23.9%)	—	人 179 (21.1%)	—	
第 2 次産業	人 480 (21.8%)	人 498 (27.0%)	—	人 331 (28.3%)	—	人 233 (23.9%)	—	人 214 (25.3%)	—	
第 3 次産業	人 604 (27.4%)	人 569 (30.8%)	—	人 540 (46.2%)	—	人 507 (52.1%)	—	人 454 (53.6%)	—	

※ () カッコ内の数値は、各産業における就業人口比率を示す。

※増減率は、昭和 55 年と比較している。

(3) 村の行財政の状況

ア 行政

当村では、急速な少子・高齢化の進行により多様化・複雑化する福祉や介護のニーズに対応するために行政組織機構改革が行われ、令和2年4月に住民福祉課が「住民生活課」と「福祉健康課」の組織に分けられた。

現在の行政機構は、総務課、総合戦略課、住民生活課、福祉健康課、産業建設課、出納室の5課1室で、執行機関として、議会事務局、教育委員会、選挙管理委員会、農業委員会の事務局並びに監査委員で構成されている。職員数は、令和7年4月1日現在で46人となっている。

隣接市町村との協力体制は、障害児入所施設、汚泥再生処理施設、下北地域一般廃棄物等処理施設、消防等について、下北地域広域行政事務組合で共同処理・運営している。

また、むつ市、大間町、東通村、風間浦村、佐井村の5市町村で開設する病院・診療所については、一部事務組合下北医療センターで共同管理・運営している。

イ 財政

本村は、歳入全体に占める地方税の割合が6.0%（令和5年度決算）と自主的財源に乏しく、国への依存度が高い状況にある。

財政力指数は、平成22（2010）年度から令和5（2023）年度までの13年間でほとんど増減なく、0.121と極めて低く、県内市町村の平均値（0.34）を大きく下回っている。

また、経常収支比率は前年同期比で5.7ポイント悪化し、84.5%となったものの、依然として高い水準で推移している。

本村においては、村債残高や実質公債比率など、概ねの財政指標は改善傾向で推移しているが、今後、過疎地域の持続的発展に資する施策を着実に展開していくためにも、引き続き慎重な財政運営と効果的・効率的な行政運営に努めなければならない。

のことから、歳入においては、村税はもちろんのこと、適正な使用料等の見直し、応分の受益者負担等、自主財源の確保に努める。また、歳出面では、補助金の見直し、徹底した経費の節減合理化を図り、投資的経費に充当できる財源の確保に努めるとともに、村の長期総合計画の実施計画に基づいた事業を実施することにより、村の振興と持続可能なむらづくりを進めることとしている。

表1－2（1）市町村財政の状況

(単位：千円)

区分	平成22年度	平成27年度	令和2年度
歳入総額 A	3,022,899	3,246,833	3,329,094
一般財源	2,129,154	1,822,206	1,688,830
国庫支出金	411,651	204,598	578,669
都道府県支出金	261,228	663,613	310,943
地方債	204,600	102,400	512,100
うち過疎対策事業債	57,300	18,200	59,900
その他	16,266	454,016	238,552
歳出総額 B	2,955,843	3,158,376	3,268,911
義務的経費	854,541	732,542	650,946
投資的経費	641,593	403,957	843,719
うち普通建設事業	641,593	394,140	843,496
その他	1,459,709	2,021,877	1,774,246
過疎対策事業費	245,651	127,059	617,091
歳入歳出差引額 C (A - B)	67,056	88,457	60,183
翌年度へ繰越すべき財源 D	23,621	19,362	7,682
実質収支 C - D	43,435	69,095	52,501
財政力指数	0.107	0.112	0.126
公債費負担比率	18.2	12.0	8.3
実質公債費比率	17.0	12.8	6.4
起債制限比率	-	-	-
経常収支比率	85.2	88.1	84.1
将来負担比率	61.7	△69.2	△112.3
地方債現在高	2,601,131	1,735,881	1,627,585

(出典：地方財政状況調)

ウ 施設整備水準の現況

当村における主要公共施設の現況については、表1-2(2)のとおりである。市町村道の改良率・舗装率は段階的に伸びてきているが依然低く、平成2年度以降に林野1ha当たり林道延長が減少したのは、国有林野面積を含めたことによるものである。

全体として公共施設整備水準がまだ低いため、公共施設についても今後の整備が必要である。

表1-2(2) 主要公共施設等の整備状況

区分	昭和55 年度末	平成2 年度末	平成12 年度末	平成22 年度末	令和2 年度末
市町村道					
改良率 (%)	15.4	38.0	43.8	46.7	72.9
舗装率 (%)	8.9	39.8	42.7	45.2	78.4
農道					
延長 (m)	19,493	18,737	18,737	15,737	15,737
耕地1ha当たり農道延長 (m)	31.6	35.4	36.2	-	-
林道					
延長 (m)	31,789	44,023	51,951	60,092	68,489
林野1ha当たり林道延長 (m)	78.3	3.6	4.2	-	-
水道普及率 (%)	100.0	100.0	100.0	99.1	99.0
水洗化率 (%)	2.3	27.5	25.7	65.5	61.4
人口千人当たり病院、 診療所の病床数 (床)					
	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0

(注) 1 上記区分のうち、平成22年度以降の市町村道の「改良率」と「舗装率」及び平成22年度以降の「水道普及率」並びに「水洗化率」以外のものについては、公共施設状況調査（総務省自治財政局財務調査課）の記載要領による。

2 上記区分のうち、平成22年度以降の市町村道の「改良率」及び「舗装率」については、国土交通省の「道路施設現況調査」の記載要領を参考に、次の算式により算定する。

$$\text{改良率} = \text{改良済延長} / \text{実延長}$$

$$\text{舗装率} = \text{舗装済延長} / \text{実延長}$$

3 上記区分のうち、平成12年度までの「水道普及率」については公共施設状況調査の記載要領によることとし、平成22年度については、公益社団法人日本水道協会の「水道統計」の数値を使用する。

4 上記区分のうち「水洗化率」については、次の算式により算定する。なお、基準日はその年度の3月31日現在とする。また、AからHまでについては公共施設状況調査の記載要領に、Iについては一般廃棄物処理事業実態調査（環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部廃棄物対策課）の記載要領による。

$$\text{水洗化率} = (A + B + C + D + E + F + G + H + I) / J$$

A：当該市町村の公共下水道現在水洗便所設置済人口

B：当該市町村の農業集落排水施設現在水洗便所設置済人口

C：当該市町村の漁業集落排水施設現在水洗便所設置済人口

D：当該市町村の林業集落排水施設現在水洗便所設置済人口

E：当該市町村の簡易排水施設現在水洗便所設置済人口

F：当該市町村の小規模集合排水処理施設現在水洗便所設置済人口

G：当該市町村のコミュニティ・プラント処理人口

H：当該市町村の合併処理浄化槽処理人口

I：当該市町村の単独処理浄化槽処理人口（※）

J：当該市町村の住民基本台帳登載人口

※処理状況調査票〔市町村用〕中、「浄化槽人口」から「合併処理浄化槽人口（農業集落・漁業集落排水処理施設人口含む）」を差し引いた数値。

5 取得不能な数値については「-」とする。

(4) 地域の持続的発展の基本方針

青森県の過疎地域持続的発展方針では、本県の目指す姿として、挑戦、対話、DXを基盤としたAX（Aomori Transformation）という基本理念のもと、各種施策に取り組むことにより、過疎地域等が人口減少に伴う様々な課題を乗り越え、一人でも多くの若者が、青森県で人生を送ることに多様な可能性を見出し、「ここで暮らしたい」と思える魅力ある青森県となることをめざすものとしている。

本村においてもデジタル技術を活用した事業を積極的に展開しており、特に令和8年度よりスタートするデジタル地域通貨は、今後むらづくり施策と連動させていくことで、地域のさらなる経済活動や地域づくりの発展を実現できるよう取り組む方針である。

また、佐井村第5次長期総合計画では、将来像「みんなが“愛と誇り”を実感できるむら～日本で最も小さくかわいい漁村の挑戦～」を掲げており、チャレンジできる村であることや村民誰もが住み続けたい、住んでよかったと思える村を目指している。

のことから、青森県の方針と本村の目指すべき将来像の協調性を確認したうえで、村の第5次長期総合計画で掲げる将来像の実現を基本としながら、以下の5つの政策を推進することで過疎地域の持続的発展に資する積極的な施策を展開していく。

【佐井村第5次長期総合計画に掲げる基本政策】

① “絆”が実感できるむら（自治・協働・定住）

- ・ 住民の自治活動を促進するため、住民自治組織との協働のむらづくりの推進、地域リーダーの育成・研修機会の確保提供に努める。
- ・ 将来的な定住の促進として、転入定住者を対象とした住宅の確保支援や情報発信と相談対応の充実に取り組む。

② “にぎわい”が実感できるむら（産業・交流）

- ・ 漁業の振興として、水産振興計画に基づく施策推進、担い手の確保・育成、地域産物の高付加価値化・ブランド化、生産基盤の整備を推進する。
- ・ 商工業の振興として、市街地のにぎわい再生、安定経営への支援に取り組む。
- ・ 地域の特色を活かした観光メニューづくりとして、海山遊びの充実、環境保全の推進、体験型旅行の誘致、外国人旅行者の誘致、逸品づくり事業の推進に取り組む。

③ “快適な暮らし”が実感できるむら（環境・基盤・交通・情報）

- ・ 上下水道事業の維持・管理として、公共下水道施設及び漁業集落排水処理施設の長寿命化、安全かつ安定的な水の供給施策の推進、浄水場の設備改良による水質管理の強化などに取り組む。
- ・ 生活交通の充実に向け、下北地域公共交通計画に基づく施策推進、交通弱者の移動手段確保、住民ニーズに応じた交通手段の見直しに取り組む。

④ “あんしん”が実感できるむら（保健・福祉・医療・介護）

- ・ 健康増進計画「健康さい21」に基づき、健康意識の醸成、疾病予防を含む健康づくり、食の重要性を踏まえた豊かな人間性を育む施策を推進する。

- ・ 高齢者が住み慣れた地域で自立し、生きがいを持って暮らし続けられるよう、関連施策を推進するとともに、高齢者等の保健・福祉に重要な施設整備に取り組む。

⑤ “学びと誇り”が実感できるむら（教育・文化）

- ・ 今日的課題への対応として、自国及び他国文化の理解促進といったグローバル化に対応した教育や児童生徒に配備したＩＣＴ機器を効果的に活用した教育の充実を図る。
- ・ 郷土芸能や地域の歴史や文化の継承活動を支援し、住民の郷土愛の醸成を図る。
- ・ 日常生活において定期的・継続的にスポーツや文化活動ができる環境となるよう、地域スポーツ団体等への支援を行い、地域クラブの育成を図る。

（5）地域の持続的発展のための基本目標

（4）の基本方針に基づく基本目標は、以下のとおりとする。

なお、総人口については、国立社会保障・人口問題研究所の推計人口を基礎数値として使用した。今後の移住・定住関連施策の推進による社会増減の改善を見込み、推計人口に約1.91%を加算した数値を目標人口としている。

目標指標	現状値 (基準年度)	目標値 (令和12年)	備考
総人口	1,788人 (R2)	1,450人以上	国勢調査人口
転入数	32人 (R2)	現状値より増加	
転出数	45人 (R2)	現状値より減少	
出生数	6人 (R2)	現状値より増加	
交流人口	164,706人 (R5)	173,000人以上	観光入込客数
若者定住率	43.3% (R2)	現状値より増加	25歳～39歳人口／20年前の5歳～19歳人口

（6）計画の達成状況の評価に関する事項

本村の過疎地域持続的発展計画に掲載する事業は、別に定める本村のむらづくり最上位計画である「佐井村長期総合計画」に基づくものである。計画では、各分野の基本目標を設定し、その検証・改善を図るための仕組みとしてP D C Aサイクルを運用する。

このP D C Aサイクルは、村民をはじめ外部の有識者等で構成される「佐井村総合計画検証委員会」において、評価・検証を毎年度実施し、必要に応じて計画の改正を行うこととする。

（7）計画期間

計画期間は、令和8（2026）年4月1日から令和13（2031）年3月31日までの5か年間とする。

(8) 公共施設等総合管理計画との整合

「佐井村公共施設等総合管理計画」では、将来人口の減少かつ少子・高齢化の進行、財政基盤が極めて厳しい環境にあることなどから、公共施設等の今後のあり方は、「新しい施設は造らない」「施設面積を縮減する」「施設は大切に賢く使う」の三つの原則を柱として、財政状況を見極めながら、「現状維持」、「更新（建替え）」、「統廃合」、「複合化」、「長寿命化」等、建物の配置の最適化を、バランスよく推進することとしている。

これらを踏まえた公共施設等の管理に関する基本的な方針は、以下のとおりである。

① 点検・診断等の実施方針

定期点検や診断を継続して適切に実施するとともに、危険箇所等の情報の共有を図りながら、緊急を要するものについては迅速に対処する。

② 維持管理・修繕・更新等の実施方針

点検や診断の結果に基づき、施設の状態を詳細に把握・蓄積して修繕や改修・更新など、効率的で迅速かつ適正な維持管理に努める。また、耐用年数を迎える施設の更新にあっては、単に同規模で更新するのではなく、受益者の見込みや状況の変化に応じた最適な規模への増減を検討する。

③ 安全確保の実施方針

危険性が高いと認められる公共施設等は、迅速かつ適切に、改修や保全等の措置を講じ、村民並びに施設等の利用者の安全を確保する。

④ 耐震化の実施方針

利用者の多い施設や防災上の避難所（避難施設）など、施設の特性を考慮しながら、優先順位の高い施設から計画的に耐震化を進めるとともに、防災力を高め、地震や災害に耐えうる安全・安心な公共施設の維持を目的として、耐震診断及び耐震補強の実施状況を精査し、その結果に基づき適正に対応する。

⑤ 長寿命化の実施方針

国が示す「事後対応型」から「予防保全型」の観点に立ち、ライフサイクルコストの縮減や、公共施設等の維持管理に係る予算の平準化を図り、「新しく造る」から「賢く使う」へと管理方法の転換を行い、「賢く使う」、「みんなで支える」、「将来を見越す」の三つの視点から、社会インフラの維持管理に取り組み、長寿命化を推進する。

⑥ 統合や廃止の推進方針

人口減少や少子高齢化等の人口動態の変化に対応した公共施設等の規模や配置の最適化を実現させるため、異なる機能を持つ施設の複合化や類似施設の統合化など、必要な住民サービスの確保にも配慮しながら検討する。

また、老朽化等による廃止や今後も利用見込みのない施設については、周辺の環境や治安に対して悪影響を及ぼす懸念があるため、優先順位を定めて計画的に除却を進める。

⑦ 総合的かつ計画的な管理を実現するための体制の構築方針

公共施設の管理においては、管理職にとどまらず、職員一人ひとりが、従来の所管課ごとの管理から庁内横断的な管理の意識と経営的視点を持ち、公共施設等全体の最適化を目指す戦略的な取組が必要となることから、総合管理に必要な研修を受講するなど意識の醸成を図り、全庁的に横断的な体制を構築する。

本計画においても、長寿命化や施設の配置の最適化を計画的に進めるなど、「佐井村公共施設等総合管理計画」と同様の方針としていることから、本計画に記載されたすべての公共施設等の整備は、「佐井村公共施設等総合管理計画」に適合している。

II. 持続的発展のために実施すべき施策に関する事項

1 移住・定住・地域間交流の促進、人材育成

(1) 現況と問題点

ア 移住・定住の促進

移住者に向けた支援拡充の必要性や地方移住志向の高まりを踏まえ、令和5年度に村独自で移住支援金及び住宅取得支援を創設。これまで村移住支援金5件、中古住宅の改修に係る補助金1件を交付しており、累計14名が移住している。

また、古民家や空き家を改修し、テレワークやお試し移住などに対応した施設も整備されてきている一方で、実際に住むとなった場合に適当な住宅が村内にないことが課題である。移住者に限らず、新婚世帯や村内で就業される方など、定住者の住宅確保に向けた対策が必要である。

イ 地域間交流・人材の育成

若者の流出や地域住民における連帯意識の希薄化により、地域コミュニティの運営が厳しい団体が存在する。

全国的に関係人口が、地域づくりの担い手として注目されている背景を受け、本村における地域課題解決に向けた施策は、関係人口もターゲットとし、活動を通じて地域の人とのつながりが持てるよう事業内容のブラッシュアップに努めている。

また、令和5年度には「佐井村みらい創造特命大使」を設置。観光、産業、歴史、文化、スポーツなど様々な分野でリーダーシップを発揮される方と協力しながらむらづくりに取り組んでいる。現在は、スポーツ分野で活躍される方1名に大使を委嘱しており、トライアスロン大会の開催を通じた住民・関係人口参加型の地域イベント開催に向け、関係者と調整を進めている。

地域の持続的発展には、村内各種団体の活動を支援するとともに、活動におけるリーダーの育成や実動メンバーの確保が課題である。

(2) その対策

ア 移住・定住の促進

- ① 移住・定住者を促進させるため、対象者が必要としている情報を整理し、村が発行する移住ノートのブラッシュアップや情報発信に努める。
- ② 村内の住宅確保に向けた支援の検討を進め、移住者や村内就業者など幅広い定住者の村内定着を後押しする。

イ 地域間交流・人材の育成

- ① 地域づくりの担い手不足や地域課題の解消に努めるため、関係人口の創出に向けた取組を進める。
- ② 住民がむらづくりに参画しやすい環境づくりに努め、将来の地域づくりを担う世代の育成に取り組む。

- ③ 「佐井村むらづくり基本条例」の理念に基づき、住民自らが地域の課題解決に向け、創意工夫し企画・実践する取組について、経費の一部を助成するなど、住民自治活動を支援し協働のむらづくりを進める。

【主な関係人口創出事業】

事業名	事業内容	事業の効果・必要性
佐井トライアスロン大会	村の豊かな自然を生かしたトライアスロン大会を開催。	<ul style="list-style-type: none"> ・地域資源を活用した新たな魅力発信、体験プログラムの創出。 ・スポーツ振興による住民の健康意識の向上。 ・参加型のイベントで得られる経験は地域づくりの人材育成に寄与する。
防波堤壁画事業	アーティストや美術大学等の学生を呼び込み、佐井漁港の防波堤の壁画を制作する。	<ul style="list-style-type: none"> ・観光拠点の景観形成。 ・豊かな感性で感じる佐井村の魅力を地域の人に伝えることで、故郷への誇りや郷土愛の醸成が期待される。
津軽海峡横断ヨットレース事業	佐井と函館を発着とする「津軽海峡横断ヨットレース」の開催を通じて交流を深める。	<ul style="list-style-type: none"> ・歴史あるレースを守ることで、漁村としての魅力や知名度アップを図る。 ・未利用、低利用の漁港空間の活用による地域活性化を期待する。

(3) 事業計画（令和8年度～12年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
移住・定住・地域間交流の促進、人材育成	(1)移住・定住 (2)地域間交流	IターンUターン推進事業（補助金） 佐井村みらい創造大使事業 〔佐井トライアスロン大会〕 防波堤壁画事業 〔佐井漁港防波堤〕 津軽海峡横断ヨットレース事業	村 村 村 村	ソフト ソフト ソフト

2 産業の振興

(1) 現況と問題点

ア 農業

本村の農業は、ほとんどが自給的農家である。農業従事者の高齢化により総農家数は減少を続け、令和2年（2020年）では77戸と、平成22（2010）年からの10年間で66戸（47%）減少している。販売農家は、全体で12戸と少なく、100万円以上販売した農家は2戸である。

農家数の減少や農業従事者の高齢化の影響による経営規模の縮小などが原因となり、耕作放棄地が拡大しているため、これらの有効活用が課題である。

一方、新たな作物の栽培として、ニホンザルによる食害が深刻化する中でもサルが食べない作物「アピオス」を平成25年頃から栽培しているほか、村外から参入した法人が、当村の農地を活用したカシス栽培に取り組んでいる。これらの取組は、衰退する本村の農業の活性化に寄与することが期待されることから、生産効率を上げるための整備など農業の担い手を支援する取り組みを進める必要がある。

また、生産基盤として、農業用水路の老朽化が激しく、大規模な改修により長寿命化を図る必要がある。

イ 林業

森林資源について、令和6年における当村の林野面積は12,397haで総面積の91.8%を占めており、このうち93.3%にあたる11,566haが国有林で、民有林は少ない。

本村の林業は、木材・林産物の生産を中心に薪の利用やしいたけ栽培など、集落生活に密着した循環型の資源利用が行われてきた。現在は、適切な管理が施されない森林の増加、木材生産機能の低下が懸念されているため、森林整備計画に基づいた対策等を講ずる必要がある。

また、適切な森林管理を促進するためには、災害時の補償の確保など、安心して林業経営ができる環境づくりに努める必要がある。

ウ 水産業

① 水産業の概要

本村の漁業は、古くから基幹産業として受け継がれてきており、刺し網や小型定置網漁業、底建網漁業、採介藻漁業など、多種多様な沿岸漁業が営まれている。令和6年の漁獲量からみた主要な漁獲対象は、タラ、ヒラメ、ヤリイカ、ウニ、コンブとなっている。

また、村内の加工施設では、サケ、タコ、ホタテ、ワカメ、コンブなどを利用した加工製品が製造されており、これらの水産加工製品は村の特産品として観光土産やイベントなどの物産販売、村おこし事業で開設された「あおい環オンラインショップ」等で消費者に提供されている。

② 漁港施設等

本村には、第4種漁港の佐井漁港のほか、原田、矢越、磯谷、長後、福浦、牛滝の6漁港があり、いずれも第1種漁港である。これらのうち、佐井、磯谷、牛滝の3漁港は県管理漁港で、残りの原田、矢越、長後、福浦の4漁港は、村管理漁港である。

このうち牛滝漁港では、船の大型化に伴い、港内の係船場所の整備に取り組んでいる。また、同地区では網洗い場の整備が長年、要望されているため、漁業の効率化を図るためにも整備が必要である。

その他施設整備として、近年、大型低気圧や台風による高潮・高波が増大していることを受け、今後被害が発生する恐れがある漁港については、漁業者の安全確保に向けた整備が必要である。

なお、今後、多くの漁港施設が更新時期を迎えるにあたり、更新に係る費用の増大が懸念されている。水産物供給基盤機能保全事業調査における機能保全計画等に基づく施設の機能保全工事や長寿命化を図るなど、計画的な整備・保全が必要である。

③ 漁業振興に向けた取組

現在、佐井漁港では、沖防波堤の整備が行われている。この整備では、既存の漁港機能のほかに地域資源を生かした生業や賑わいを創出することを目標に体験型観光の開発や静穏区域を活用した養殖事業の展開を探っている。

佐井漁港の整備が完了した際に、現在計画している事業を遂行するためには、漁業体験観光の受入体制の構築や養殖事業の検討など、関係者との調整が急務である。

また、漁業従事者は、年々減少し高齢化が進んでおり、網おこしなどが必要な漁業は、地域内でも担い手の確保に苦慮するなど、基幹産業の担い手確保は、依然として喫緊の課題となっている。漁業の協業化や地域外から新規就業者を受け入れる「漁師縁組事業」など、漁業の次世代に漁業をつなぐための取り組みが引き続き必要である。

加えて、磯焼け、魚介類の価格低下、資源管理を目的とした漁獲量の制限など、水産業を取り巻く状況は厳しさを増している。これらに対処していくためには、自主的に藻場の再生や水産物・加工品の高付加価値化に向けた事業に取り組む必要がある。

II 商工業

人口減少により、事業所数、事業従事者数が減少し域内の経済規模縮小が顕著である。

一方で、高齢化により買い物難民の増加が見込まれることから、地域事業者への支援と連動した対策を講じる必要がある。

また、地元商店からの購買需要を高めて域内経済循環を実現するために、令和8年度の買い物支援システム本稼働に向けて、商工関係者と現在協議中である。

本事業は、デジタル技術を活用する事業であるため、関係者や利用者のデジタル技術への理解促進を図るほか、本格稼働後の定期的な運用マニュアルの見直しが今後課題となる。

才 観光

本村の観光は、国の名勝天然記念物に指定されている「仏ヶ浦」をはじめ、豊かな自然資源と漁村景観を背景とした観光資源に恵まれ、トレッキングやキャンプ、釣りなどのアウトドアメニューが楽しめる。

願掛公園では、総ヒバづくりのログハウス5棟と野営場、公衆トイレを有しており、アウトドアの拠点となっているが、周辺施設の老朽化がみられることから、利用者の安全性や利便性も考慮した改修が必要である。

そのほか観光拠点とされる津軽海峡文化館アルサスは、仏ヶ浦観光船の発着地であるとともに、土産販売や飲食、休憩所、イベント会場として多面的に機能している。アルサス内の商業店舗や周辺の商店はいずれも衰退が顕著であることから、観光拠点におけるにぎわい創出に向けた取組が必要である。

また、同施設は、水道設備の老朽化による異常が複数確認されているため、計画的な改修工事が必要である。

カ その他（産業振興に資するコミュニティ施設の整備）

令和7年度、村内の廃校「旧福浦小中学校」の利活用に係る優先交渉権者が決定し、提案内容をもとに施設の整備計画や管理計画を村と選定事業者とで現在調整中である。

今回、事業者から提案があった内容は、基幹産業の漁業を主軸とし、地場産品の安定供給に向けた事業の展開や体験型観光の受入により人が集まる場所として整備するなど、地域住民と来訪者が交流することができるコミュニケーション空間の創出を目指している。

村の南部に位置する福浦地区だが、周辺には昔ながらの漁村風景や国の名勝仏ヶ浦、村一番の水揚げを誇る牛滝漁港など、地域の魅力が集まる場所でもある。地域の魅力ある拠点となるよう、関係者や周辺地域の合意形成を図りながら事業開始に向けた支援、計画的な施設改修を行う必要がある。

(2) その対策

ア 農業

- ① 農業従事者の高齢化による担い手不足や耕作放棄地の拡大を解消するため、遊休農地の有効活用に向けた、農地の集約・集積によるほ場整備に取り組む。
- ② 生産・経営基盤の整備として、長寿命化が必要とされる水路の改修に取り組む。

イ 林業

- ① 林業の振興を図るため、森林整備計画に基づき、造林・保育等の事業を実施、適正な森林管理や保全に努める。
- ② 村が所有する森林については、災害に備えた保険に加入し、林業経営の促進や灾害防止に努める。

ウ 水産業

- ① 漁港施設の機能強化として、消波ブロックの設置、防波堤や船揚げ場等の整備を進め、漁業就業者の安全確保や労働環境の改善に努める。
- ② 水産業の持続性を確保するため、漁港施設や荷さばき施設、養殖施設等の生産・経営基盤の整備を進め、それらの保全に努める。また、水産資源の増大と漁獲量の安定・向上を図るため、漁場の整備を推進する。
- ③ 漁場の有効活用、経営の協業化、漁師縁組事業など、関係団体と連携しながら漁業の担い手確保や組織強化、新規就業者の育成に取り組む。
- ④ 佐井漁港の沖防波堤の整備により静穏化が確保された海域を活用した事業として、養殖事業や藻場の整備を進め、漁業体験等の受入れ体制の構築に向けた取組を推進し、漁業における「なりわい」と「にぎわい」の創出を図る。
- ⑤ 環境配慮や社会貢献を通じて地域産物に新たな付加価値をつけることで、佐井村の魚のブランド化を推進し、漁家所得の向上や漁業経営の安定に努める。

エ 商工業

- ① 地域経済の循環を実現するため、買い物支援システムを導入し、関係事業者、商工会等と連携を図りながら持続可能な運用体制を構築していく。
- ② デジタル地域通貨の需要促進として、地域のプレミアム商品券やむらづくりと連動した取り組みを推進する。

オ 観光

- ① 観光拠点であるアルサス周辺の商業店舗や商店のにぎわいを創出するため、地元食材を活かした特産品開発や販売促進を支援し、観光コンテンツの充実化を図る。
- ② 願掛公園ケビンハウス、津軽海峡文化館アルサスなど、老朽化がみられる観光拠点施設については、計画的な修繕・回収に努め、利用者の安全性・利便性を図っていく。
- ③ 村内廃校の利活用事業については、旧福浦小中学校施設利活用事業に関する基本協定書の内容に基づき、村と事業者と連携を取り合い、適切な整備や施設の管理運営を図っていく。

目標指標	基準値 (令和 6 年)	目標値 (令和 12 年)	備考
新規就業者数	1人	1人以上	漁師縁組事業
商品化が開始された新規観光メニュー	一	3個以上	
観光入込客数	164,706 人 (R5)	173,000 人以上	基準値の 5% 増加

上記に記載した全ての施設の整備に係る目標については、公共施設等総合管理計画との整合を図り、長寿命化や集約化、施設の配置の最適化を行うものとする。

(3) 事業計画（令和8年度～12年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
産業の振興	(1) 基盤整備 農業	農地中間管理機構関連農地整備事業 (負担金) 農業水路等長寿命化・防災減災事業 (負担金) 〔農業用水路の改修：古佐井地区〕	県 県	
	林業	森林環境保全整備事業（下刈） 公有林保育事業 〔公有林災害保険 98.77ha〕	村 村	
	(2) 漁港施設	佐井地区水産物供給基盤機能保全事業 〔村管理漁港施設機能保全事業〕 下北地区水産物供給基盤機能保全事業 (負担金) 〔牛滝漁港施設機能保全事業 磯谷漁港施設機能保全事業〕 漁港施設機能強化事業（負担金） 〔磯谷漁港〕 漁業再生交付金事業（負担金） 〔牛滝漁港〕	村 県	
	(7) 商業 その他	漁業再生交付金事業 〔牛滝漁港網洗浄施設整備〕	村	
	(9) 観光又はレクリエーション	買い物支援システム構築事業 津軽海峡文化館アルサス改修事業	村	
	(11) その他	願掛公園施設改修事業 〔ケビンハウス1・2号棟改修 公衆トイレの移設、改修〕 水産多面的機能揮発対策事業 なりわいとにぎわいの漁港整備事業 〔漁業体験型観光の受入体制構築 養殖事業ほか〕 ブルーカーボン×脱炭素＝藻場再生と漁業振興事業 旧福浦小中学校跡施設利活用整備事業	村 村 村 村	

(4) 産業振興促進事項

ア 産業振興促進区域及び振興すべき業種

産業振興促進区域及び同区域において振興すべき業種については、以下のとおりとする。

産業振興促進区域	業種	計画期間	備考
佐井村全域	製造業、旅館業、農林水産物等販売業、情報サービス業等	令和 08 年 4 月 01 日から 令和 13 年 3 月 31 日まで	

イ 当該業種の振興を促進するために行う事業の内容

上記（2）その対策及び（3）事業計画のとおりとする。

なお、上記事業の実施にあたっては、青森県、下北圏域の構成市町村や関係機関との連携に努める。

(5) 公共施設等総合管理計画等との整合

佐井村公共施設等総合管理計画の施設類型ごとの管理に関する基本的な方針は、以下のとおり記載されている。

【観光施設（スポーツ・レクリエーション系施設）について】

- 「津軽海峡文化館アルサス」は、観光面における主要な施設であるとともに、地震や災害における防災拠点（避難所）でもあることから、定期的に点検を実施し、損傷箇所等の早期発見に努め、計画的な修繕・改修を行います。
- 「ケビンハウス」や「佐井村フォーレストパーク」なども、村にとって重要な観光資源であることから、利用客の動向を総合的に判断しながら、維持管理および最適化を推進します。

【農林水産業施設について】

- 「村の長期総合計画」の基本計画に掲げる農林水産業の振興施策と相乗し、農業、林業、水産業の種別ごとの特性や施設の重要性を考慮した計画的な維持管理を行います。
- 各施設の状態を定期的に把握・評価し、中長期的な視点をもって、計画的で効果的な対策を講じます。また、日常の維持管理に関するノウハウを蓄積するとともに、新たな維持管理に係る技術の導入についても推進します。

以上のことから、本計画においても長寿命化や利用客の動向を踏まえた観光施設の維持管理および最適化を進めるなど同様の方針としており、佐井村公共施設等総合管理計画と整合している。

3 地域における情報化

(1) 現況と問題点

本村は、村内全域を対象とした超高速情報通信網（光ケーブル）が整備されており、全世帯にタブレット端末（A I（愛）サイ（佐井）ボード）を配布し、すべての住民全員に対して平等で迅速な情報の伝達・共有に努めている。

限りある人材に反して行政が求められる住民ニーズや地域課題は多様化しているため、住民の日常生活における利便性・安全性の向上や人材不足への対応には、デジタル技術の活用が不可欠である。

(2) その対策

- ① 村内全域を対象として整備されている超高速情報通信網（光ケーブル）の維持・管理に努める。また、各家庭に配備されたタブレット端末（A I（愛）サイ（佐井）ボード）については、すでに導入している配信・テレビ電話機能を活用しながら、住民への情報発信、効率的な行政サービスの提供に努める。
- ② 自治体DXを推進し、庁内の業務改善を図ることで、行政サービスの質を向上させる。
- ③ デジタル技術の導入による地域の変化やそのメリットを住民に対して行政が充分に伝えることで、地域における情報化を促進させ、人材不足解消に努めていく。

目標指標	基準値 (令和6年)	目標値 (令和12年)	備考
サイボードの アプリ数	10 個	現状より増加	
役場職員の 業務時間削減	300 時間削減	2,000 時間削減	

(3) 事業計画（令和8年度～12年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
地域における 情報化	(2)過疎地域持続的発展特別事業 デジタル技術活用 (3)その他	自治体DX推進加速化支援業務 地域情報通信事業 〔 アプリケーション等開発 〕	村 村	ソフト ソフト

4 交通施設の整備、交通手段の確保

(1) 現況と問題点

ア 国道

国道 338 号は、むつ市、同市川内町、同市脇野沢を経由して佐井村に至る路線であるが道路幅員や急カーブの未改良箇所が多く、冬期間は一部の区間が閉鎖となる。本路線は、第 2 次緊急輸送道路に位置づけられていることから、今後の改良が十分必要である。

国道 279 号は、大間町、むつ市を経て野辺地町へ至る主要幹線道路であり、生活道路や防災、物流等のあらゆる分野で重要な路線である。

近年の津波警報や大雨災害などでは、国道 338 号及び国道 279 号の通行止めによって、一時的な孤立状態に陥っており、今の道路状況では、住民の安全確保が不十分であることが窺える。また、下北半島には原子力発電所を含む関連施設が多く所在し、自然災害に伴う原子力等の複合災害も考えられることから、引き続き、国道整備のための要望をする必要がある。

イ 県道

県道は、主要地方道川内佐井線、一般県道長後川内線及び一般県道薬研佐井線の 3 路線が存在している。令和 5 年度時点で、それぞれの総延長は 42.14km、12.4km、23.45km となっている。また、改良率は、93.3%、100.0%、65.1% で、舗装率は、100.0%、100.0%、81.2% となっている。

薬研佐井線については、冬期間は積雪や路面凍結により閉鎖となる。

川内佐井線についても、令和 4 年度から通年通行が開始されたが、降雪や路面凍結により臨時通行止めが生じている。

本村にとってこれらは、生活・防災・産業・観光振興など、あらゆる分野で重要な道路であるため、引き続き道路整備や除雪等による安全対策の要望をする必要がある。

ウ 村道・橋梁

村道は、令和 6 年度時点で、1 級村道が 10 路線、2 級村道が 2 路線、その他の路線が 66 路線で合計 78 路線総延長 37,639.5m となっており、改良率 72.9%、舗装率 78.4% となっている。

糠森中央線は、第 2 次緊急輸送道路にも指定されている重要な路線であるが、幅員が狭く、災害時の車両往来による 2 次災害の発生が懸念されるため、防災対策の観点からも改善が必要である。

福浦川目線については、住民はもちろん、観光客や大型車両が通行するほか、災害の迂回路としても活用されるなど重要な路線であるが、狭隘による交差困難箇所があり、通行に不安を感じることが多いため、改善が必要である。

そのほか、側溝の劣化等により、排水能力の低下や破損による事故が懸念されることから、村道の維持補修等による道路利用者の安全性の確保が必要である。

村が管理する道路に架橋されている橋梁については、高度経済成長期に建設されたものが一斉に建設後 50 年を迎えることとなる。このことから、健全度の低い部位を含む

橋梁について、定期点検などで把握することや、点検結果を踏まえた計画的な修繕・架橋工事による安全性の確保が必要である。

エ 農道・林道

農道は、令和6年度時点では6路線（延長15,737m）である。

農道整備は一通り終えているところであるが、ほ場整備の進展とともに、中山間地域総合整備事業等を活用した整備を進める必要がある。

村が管理する林道は、令和6年度時点では2路線（延長3,852m）があり、各々主要幹線道路に連結して、林産物の搬出、部分林等の経営管理及び住民の日常生活路線として幅広く利用されている。

そのうち、林道黒岩線では、一部法面の崩落個所を確認しており、森林施業の安全性の確保や周辺被害の回避に係る対策が必要である。

オ 生活交通

下北交通（株）で運行する路線バス「むつ・佐井線」は、本村と下北地域広域圏の中心都市むつ市までを結ぶ陸路唯一の公共交通機関である。この路線は生活路線として利用されており、平日6便、土曜・日曜・祝日が5便運行されているが、近年のマイカー所有率の上昇に伴い、利用客は減少し、その影響からバス交通のサービスの低下や、行政負担の増加を招いている。

また、佐井地区から矢越以南の集落等では、路線バスの運行はしていないため、村内の5つ集落（川目・磯谷・長後・福浦・牛滝）が公共交通空白地域となっており、交通弱者への対策が必要である。

（2）その対策

ア 国道

- ① 国道338号については、道路幅員や急カーブの未改良箇所の整備、冬期間閉鎖となる区間の解消など、改良が必要と思われる箇所については、積極的に国・県へ働きかけ、整備の促進を図る。
- ② 国道279号については、下北地域広域避難路基本調査に位置づけられた国道であるが、現時点での整備状況では自然災害による道路寸断や原子力等の複合災害における避難道路の確保など、懸念事項は払拭されないことから、防災対策の観点からも本国道の改良やバイパス化の早期実現に向けた要望活動などを積極的に行っていく。

イ 県道

本村を取り巻くインフラ整備は非常に脆弱である。おもに県道川内佐井線及び県道薬研佐井線については、産業・観光振興のほか、防災上重要な役割を持つ道路であることから、今後も住民の生活道路の充実及び地域の活性化に向けた道路整備や除雪等による安全対策を強く要望していく。

ウ 村道・橋梁

- ① 糸森中央線及び福浦川目線については、利用者の安全性の確保や災害時の避難ルートの確保が必要な路線であるため、優先して狭隘箇所解消など緊急性と生活路線としての必要性を考慮した整備を進める。
- ② そのほか、道路利用者の安全性の確保が必要な路線については、側溝の改良等による道路の維持補修を進めるほか、道路の適正な維持・管理に努める。
- ③ 橋梁については、老朽化の対応として、定期点検の実施、その結果を踏まえた計画的な修繕・架橋工事のほか、管理橋梁の長寿命化を図るなど適切な維持管理に努める。

エ 農道・林道

- ① 農道については、下北北部地区中山間総合整備事業を活用した適正な維持・管理に努める。
- ② 林道については、林道黒岩線の法面崩落個所の改良に向けて引き続き、県への事業要望と採択要件などの協議を進め、安全性確保に向けた整備を図っていく。

オ 生活交通

- ① 地域住民の交通手段の実態を把握し、生活交通の運行体制等の見直しに努めることで、公共交通の利用者の増加や、サービス向上、行政負担の軽減を図る。
- ② 公共交通空白地域については、現在運行している患者送迎バスや公共交通空白地・福祉有償運送などにより、交通弱者の移動手段確保に努める。

上記に記載した全ての施設の整備に係る目標については、公共施設等総合管理計画との整合を図り、長寿命化や集約化、施設の配置の最適化を行うものとする。

(3) 事業計画（令和8年度～12年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
交通施設の整備、 交通手段の確保	(1) 市町村道 道路	村道糠森中央線改良事業 〔設計・工事 一式〕 村道福浦川目線改良事業 〔設計・工事 一式〕 村道新設改良事業（側溝改良） 〔設計・工事 一式〕	村 村 村	
	橋りょう	橋梁長寿命化事業 〔 橋梁補修工事 一式 測量・調査・設計 一式 〕	村	
	(3) 林道	林道黒岩線改良事業 〔設計・工事 一式〕	村	
	(10) その他	過疎地・福祉有償運送事業（委託料） 生活路線維持運営事業（補助金）	村 村	ソフト ソフト

(4) 公共施設等総合管理計画等との整合

佐井村公共施設等総合管理計画の施設類型ごとの管理に関する基本的な方針は、以下のとおり記載されている。

【道路・橋梁について】

- ・道路については、「村道ストックメンテナンスサイクル」を策定して、「事後的な修繕」から「予防的な修繕」へと円滑な転換を図り、計画的な改修等を進め、維持更新コストの縮減と利用者の安全確保に努めます。
- ・広域ネットワークの利便性の向上や、快適な生活環境の提供および災害時の避難経路を確保するため、国・県道や生活道路の整備を計画的に推進します。
- ・橋梁にあっては、「橋梁長寿命化計画」の方針に基づき、道路と同様に、「対症療法的」な対応ではなく、「予防保全的」な更新・改修・長寿命化を計画的に推進して、利用者の安全確保を図ります。

以上のことから、本計画においても長寿命化や利用者の安全確保のための計画的な改修等を進めるなど同様の方針としており、佐井村公共施設等総合管理計画と整合している。

5 生活環境の整備

(1) 現況と問題点

ア 簡易水道

当村の簡易水道は、平成 21（2009）年度に施設の一元管理による経営の合理化を図るため、全地区を一つの簡易水道となっている。

令和 6 年度末時点で計画給水人口 1,600 人、現在給水人口 1,478 人で、水道普及率は 100.0%となっており、安定給水に努めている。

令和 2 年 10 月、牛滝地区において発生した水道水に濁りによる給水制限事案については、令和 3 年から令和 7 年度にかけて牛滝地区浄水場の設備改修所工事を実施し、対策を講じている。

また、本村の簡易水道施設については、老朽化が激しい水道管路が散見されるため、計画的に更新することにより、施設の健全化・長寿命化を図る必要がある。

イ 下水道

佐井地区特定環境保全公共下水道は、平成 19（2007）年の併用開始から 14 年が経過し、水処理施設・管渠に劣化・老朽化がみられることから、改修を行うことにより、施設の長寿命化を図る必要がある。

また、漁業集落地域の排水処理施設についても磯谷・長後・福浦・牛滝地区の 4 つの施設は、同様に老朽化が激しい箇所がみられるため、施設の改修による長寿命化を図り、漁業集落の生活環境の改善に努める必要がある。

なお、下水道区域外である中道・原田・川目地区については、公共用水域の水質汚染防止のため、平成 23（2011）年度から合併処理浄化槽設置整備への補助事業を行っており、今後も設置希望者に対する支援が必要である。

ウ ごみ・し尿処理

ごみ処理は、下北管内 5 市町村で構成される広域行政事務組合（施設名称：クリーンセンターしもきた）で処理されている。本施設は、令和 6 年 4 月 1 日から併用開始となっている。

ごみの適正処理や循環型社会の構築のため、分別に係る周知の徹底が課題である。

し尿処理は、現在、むつ市及び下北郡・上北郡内の 1 市 3 町 4 村の一部事務組合により、共同処理している。

エ 防災・消防

① 防災

佐井村地域防災計画は、令和 3 年 5 月の災害対策基本法の改正を受け、計画内容の改定が行われた。近年、各地で発生する地震では、津波警報が発令され、避難指示が伴う事態が多く発生している。実経験に基づき、災害時における対応マニュアルの更新や地域住民の防災意識を高めることが重要である。

防災無線体制について、その機能強化として令和 7 年度には、村独自の防災アプリの開発が行われている。今後も災害時の迅速な情報発信、効率的な行政サービスの提

供に努めなければならない。

また、避難所に指定される各地区センターや消防器具格納庫等の照明器具のLED化が進んでいない。蛍光灯の生産終了を見据え、計画的な更新が必要である。

そのほか、地域防災上のリスクを伴う箇所として、「高橋ため池」が上げられる。これは既に使われていない防災重点農業用ため池であり、築造年数が古く、ため池下流にある国道の寸断や周辺人家に影響が及ぶ恐れがあるため、リスク回避の対策を講ずる必要がある。

② 消防救急

消防体制については、下北地域広域行政事務組合（むつ市、大間町、東通村、風間浦村、佐井村）により組織され、消防本部、消防署及び分署を設置して、下北郡全般にわたる広域消防体制の拡充を図っている。これにより、当村にも分署が設置され、消防力は、分署で署員 19 名、救助資機材搭載型車両 1 台、救急自動車 1 台となっている。本設備については、救急自動車が老朽化していることから、更新が必要である。

非常備消防については、令和 6 年度時点では消防団員 154 名、1 本団 8 分団で組織され、普通消防ポンプ自動車 1 台、水槽付消防ポンプ自動車 1 台、小型動力ポンプ付積載車 9 台、広報車・支援車 2 台が配置されている。

才 住宅

村営住宅は平成 10（1998）年度に 5 戸、平成 11（1999）年度に 5 戸の計 10 戸が整備され、入居率 100% で利用されている。

現時点での耐用年数を経過する村営住宅はないが、劣化状況を把握し、適切な維持・管理に努める必要がある。

カ 景観形成、公園・緑地整備

緑豊かな環境に恵まれ、身近に自然に触れる機会も多いことから、公園・緑地に対する整備は遅れがちであった。しかし、近年の多様な開発行為により、環境の変化が著しく、その整備と保全の必要性は徐々に高まっている。

本村は、良好な景観の形成を図るため、令和 3（2021）年 6 月に景観条例の施行、同日付で景観行政団体に移行している。今後は、村独自の景観に関するまちづくりを推進する必要がある。

(2) その対策

ア 簡易水道

- ① 老朽化が進んでいる簡易水道施設について、計画的な管路の補修を行うことで、施設の長寿命化や財政負担の軽減を図る。
- ② 簡易水道事業における有事の際には、原因究明や調査を進め、水道事業の運営強化、浄水場の設備改良による水質管理の強化に取り組む。

イ 下水道

下水道事業の維持・管理としては、公共下水道施設及び漁業集落排水処理施設の長寿命化に取り組むとともに、引き続き合併処理浄化槽の整備を促進するため、制度の普及や加入促進に努める。

ウ ごみ・し尿処理

- ① ごみの分別指導・啓発を徹底し、ごみの排出量抑制とリサイクル率の向上に努める。
- ② 住民・事業者・行政が一体となって 3R（リデュース・リユース・リサイクル）の取り組みを推進する。

エ 消防・防災

- ① 近年、全国的に発生している大規模な地震・自然災害では、発生時の迅速な対応が必要であることから、村の防災計画に基づく危機管理体制の強化、自主防災組織への支援等に取り組むことで防災体制の充実に努める。
- ② 災害時の情報発信を強化するため、防災アプリの開発に取り組み、実装後は機能の拡充に努める。
- ③ 地域防災上リスク回避が必要な施設等については、施設の廃止等を検討する。
- ④ 公有施設のLED化を進めることで、避難施設の安全確保や防災力の維持に努める。
- ⑤ 消防設備については、老朽化している救急自動車の更新を行い、消防力の維持に努める。

オ 住宅

村営住宅については、村で策定した公共住宅等長寿命化計画に基づき、長寿命化に向けた計画的な維持管理に努める。

カ 景観形成、公園・緑地整備

- ① 良好的な景観形成に必要な取組を確実に実施するために、景観法に基づく村独自の景観計画を策定し、景観づくりの意識醸成、景観の形成・維持に取り組む。

目標指標	基準値 (令和6年)	目標値 (令和12年)	備考
ごみのリサイクル率	22.7%	30.0%以上	一般廃棄物処理事業実態調査

上記に記載した全ての施設の整備に係る目標については、公共施設等総合管理計画との整合を図り、長寿命化や集約化、施設の配置の最適化を行うものとする。

(3) 事業計画（令和8年度～12年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
生活環境の整備	(1) 水道施設 簡易水道	簡易水道施設改修事業（管路更新） 〔 設計・工事 一式 〕 村道糠森中央線水道管路敷設替事業	村	
	(2) 下水道処理施設 公共下水道	下水道ストックマネジメント事業 〔 設計・工事 一式 〕	村	
	(5) 消防施設	高規格救急自動車整備事業 〔 救急自動車購入 1台 〕	村	
	(8) その他	防災アプリ機能拡張事業 〔 アプリケーション開発 1式 〕 公共施設LED化事業 〔 津軽海峡文化館アルサス 各地区センター、消防施設ほか 〕	村	村
		農業水路等長寿命化・防災減災事業 防災減災対策分 〔 防災重点農業用ため池廃止工事 〕	村	

(4) 公共施設等総合管理計画等との整合

佐井村公共施設等総合管理計画の施設類型ごとの管理に関する基本的な方針は、以下のとおり記載されている。

【行政系施設（消防関連施設等を含む）】

人口の減少や過疎化の進行を見極め、施設の最適化を図ります。

【簡易水道、下水道】

簡易水道、下水道施設は、「簡易水道アセット（又はストック）マネジメント計画」を策定して、老朽化対策や耐震対策等を計画的に進めます。

また、利用者のニーズの多様化・高度化に適合する簡易水道の最適化を推進します。

その他、公共施設等の総合的かつ計画的な管理に関する基本的な方針のうち、安全確保の実施方針では、「危険性が高いと認められる公共施設等は、迅速かつ適切に、改修や保全等の措置を講じ、村民ならびに施設等の利用者の安全を確保します。」と方針が示されている。以上のことから、本計画においても長寿命化や利用者の安全確保のための計画的な改修等を進めるなど同様の方針としており、佐井村公共施設等総合管理計画と整合している。

6 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進

(1) 現況と問題点

ア 子育て環境

保育所は、当村に 1箇所設置されており、利用定員は 30 名で、現在入所園児は 28 名、少子化による定員割れの状態にある。保育所新設から 15 年が経過し、令和 7 年度に実施した遊具点検では、遊具の撤去や修理が必要と指摘されている。利用者の安全確保のためにも、新しい遊具の整備が必要である。

それに加えて、電灯が蛍光灯であり、令和 9 年末で蛍光灯の製造が終了することから、施設内の LED 化が必要である。

また、子ども・子育て支援事業計画策定時に行ったニーズ調査の結果では、人口減少や核家族化の進行による地域の繋がりの希薄化によって、日々の子育てに対する助言、支援を得ることが困難な家族が増えているなどの課題が挙げられた。

のことから、佐井村子ども・子育て支援事業計画に整理されている諸課題の改善のため、安心して出産や育児ができる環境づくりに努める必要がある。

イ 高齢者福祉

当村における 65 歳以上の人口は、令和 6 年 4 月 1 日（住民基本台帳）時点で 808 人、総人口 1,678 人に占める割合も 48.2% と、高齢化率は県内でも上位に位置しており、今後も 75 歳以上の後期高齢者、ひとり暮らしや高齢者のみ世帯の増加が見込まれる。

今後、高齢化が進む中で高齢者の自立支援対策は重要な課題であることから、住民自治組織、地域団体などの多様な団体との連携を図りながら住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるよう、総合的な施策を講ずる必要がある。

また、佐井村高齢者生活福祉センターは、高齢者に対し、介護支援、居住及び交流機能などを総合的に提供する施設であり、本村の高齢者福祉の増進を図るために重要な施設である。当施設は、建築から 30 年以上が経過しており、これまで大規模な設備等の改修を 2 度実施したが、暖房設備の老朽化がみられることから、今後は、施設の長寿命化に向けた整備計画が必要である。

ウ 障がい者福祉

令和 6 年 3 月末現在、当村における身体障がい者（児）は 143 人、知的障がい者（児） 31 人、精神障がい者 19 人だが、障がいの程度は個々人によって異なるものであり、必要とする福祉サービスの内容も極めて多様である。

当村の身体障がい者（児）への福祉対策は、県障がい者相談センター等の関係機関との密接な連携のもとに、審査及び更生相談、手帳の交付、自立支援医療の給付、補装具の交付、福祉サービス事業所への入所等、必要な支援を行っているが、これらの支援は、今後も継続して行うことが必要である。

また、障がい者福祉計画における村の基本理念「私らしく生きる共生と共感のまち」の実現に向けては、この計画で示す方針に基づいた支援施策を展開していく必要がある。

エ 健康づくりの推進

団塊の世代が高齢者に移行する時期を迎えることに加え、生活習慣の変化による疾病構造の変化が影響し、今後、生活習慣病や介護を要する人の増加が予想される。

これらは、医療費や介護保険給付費などの増加に影響し、財政を圧迫する要因となるため、予備対策として高齢者が健康を保ち、積極的に社会参加できる環境づくりが必要である。

第2次佐井村健康増進計画「健康さい21」最終評価では、特定健診受診者におけるメタボリックシンドロームの該当者および予備軍の割合の増加や20歳から60歳男性の肥満者の割合の増加がみられた。

また、幼少期からの身体活動時間の減少や甘味食品の頻回摂取や適切な睡眠が確保できていない現状であったことから、生涯を通じて健康な生活を送るためにも、ライフステージにおいて生活習慣病予防や健康の維持向上のための取り組みを強化する必要がある。

加えて近年、うつ病などの精神疾患を抱える患者が増加しており、本村の自殺率は県内他市町村と比較して高い状況であることから、こころの健康づくりの推進が必要である。

(2) その対策

ア 子育て環境

- ① 子ども・子育て支援事業計画（みらい子どもプラン）に基づき、子どもを産み育てる希望の実現、子どもが健やかに成長できる環境構築に向けた支援施策を推進する。
- ② 老朽化した保育所内遊具を更新し、利用者の安全確保に努めながら引き続き、児童健全育成に取り組む。
- ③ 保育所電灯をLED化し、財政負担の軽減を図る。

イ 高齢者福祉

- ① 老人福祉計画・介護保険事業計画に基づき、高齢者が住み慣れた地域で自立し生きがいを持って暮らし続けることができるよう、関係施策を推進する。

目標指標	基準値 (令和6年)	目標値 (令和12年)	備考
元気な高齢者の割合	82.8%	84.0以上	介護認定を受けていない高齢者人口／高齢者人口

ウ 障がい者福祉

- ① 障がい者福祉計画に基づき、障がい者差別解消法の普及・啓発、障がい者の社会参加と自立生活の支援施策を推進する。
- ② 国・県、社会福祉協議会、障がい福祉団体、住民自治組織をはじめ、多様な団体と連携し、引き続き、障がい者の自立と社会参加を支援する。

エ 健康づくりの推進

- ① 第3次佐井村健康増進計画「健康さい21」に基づき、健康意識の醸成、疾病予防を含む健康づくり、運動・身体活動の習慣化の促進などの効果的な関係施策に取り組む。
- ② 生活習慣病を予防するため、特定健診・がん検診の受診率向上、高血圧・糖尿病・女性がん予防の取組を強化する。
- ③ 多様な健康づくり活動への支援、メンタルヘルスへの適切な支援に取り組む。

目標指標	基準値 (令和5年)	目標値 (令和12年)	備考
1歳6か月児健診受診	100%	100%	
3歳児健診受診率	100%	100%	
5歳児健診受診率	88.9%	100%	
特定健康診査受診率	43.6%	50.0%以上	村の健康増進計画 「健康さい21」
メタボリックシンドローム該当者	25.9%	現状より減少	〃
メタボリックシンドローム予備軍該当者	15.9%	現状より減少	〃
胃がん検診受診率	16.0%	現状より増加	〃
肺がん検診受診率	19.8%	現状より増加	〃
大腸がん検診受診率	20.1%	現状より増加	〃
乳がん検診受診率	21.3%	現状より増加	〃
子宮頸がん検診受診率	17.9%	現状より増加	〃

上記に記載した全ての施設の整備に係る目標については、公共施設等総合管理計画との整合を図り、長寿命化や集約化、施設の配置の最適化を行うものとする。

(3) 事業計画（令和8年度～12年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進	(1)児童福祉施設 保育所	保育所遊具整備事業 〔遊具購入 1台〕 保育所電灯整備事業 〔LED化〕	村 村	

(4) 公共施設等総合管理計画との整合

佐井村公共施設等総合管理計画の施設類型ごとの管理に関する基本的な方針は、以下のとおり記載されている。

【子育て支援施設、保健・福祉施設】

○福祉施設「佐井村高齢者生活福祉センターあすなろ」

福祉分野ごと唯一の施設であることと、地震や災害等の避難所（避難施設）にも指定されており、防災上も重要な拠点であることから、当面は現在の配置を妥当として維持します。

なお、高齢福祉施設においては、これからの中高齢社会に備え、施設の新設も含め、配置の最適化を計画的に進めます。

以上のことから、本計画においても長寿命化や施設の新設も含めた配置の最適化を計画的に進めるなど同様の方針としており、佐井村公共施設等総合管理計画と整合している。

7 医療の確保

(1) 現況と問題点

村内の医療機関は、診療所1施設、へき地診療所2施設、歯科診療所1施設であるが、このうち、診療所については、平成31（2019）年4月に村外の整形外科医が開業した施設である。（診療日：毎月第2土曜日、第2日曜日）

へき地診療所については、福浦・牛滝の2集落に設置しており、大間病院の医師が各へき地診療所を巡回している。2集落だけでは村内の全てをカバーすることはできないため、早急に全域に対する医師の確保を含めたへき地医療の充実強化を図ることが必要である。

また、村内の医療機関の数は増えているものの、常駐の医師がいないため、平成19年以降から続いている無医村状態は変わらない。このため村では、近隣市町村にある医療機関である大間病院と川内診療所への患者送迎バスを運行している。

村の患者送迎バスは、公共交通空白地域を補う形で運行しており、医療の確保対策として必要な事業であるため、今後も運行の継続が必要である。

なお、下北地域では、むつ総合病院を中心とした5市町村（1市1町3村）による一部事務組合下北医療センターを形成し、医療連携体制の強化を図っている。

(2) その対策

- ① 地域医療を確保するため、既存する村内歯科診療所・へき地診療所の維持に努め、診療環境の充実に取り組む。
- ② 大間病院及び川内診療所への通院手段となる患者送迎バスを継続して運行するほか、地域医療体制の変化に合わせた通院手段の維持・充実に努める。
- ③ 医師・看護師の確保については、自治体枠に捉われずにはじめて地域医療体制の維持・強化に努める。

(3) 事業計画（令和8年度～12年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
医療の確保	(4)その他	患者送迎バス運行事業（委託料）	村	ソフト

8 教育の振興

(1) 現況と問題点

ア 学校教育

本村の学校施設の設置状況は、次のとおりである。（令和7年度現在）

- ① 小学校2校 学級数7学級、児童数37人（学級数は、特別支援学級含む）
※佐井小学校は、2学年と3学年、5学年と6学年が複式である。
- ② 中学校2校 学級数5学級、児童数24人（学級数は、特別支援学級含む）

学校施設について、佐井小学校、佐井中学校の校舎及び体育館は、築30年を経過しており、全体的な経年劣化・老朽化による影響が生じている。

教員住宅は、学校の統廃合や老朽化に伴い、入居困難な住宅が点在するため、計画的な解体が必要である。

また、スクールバスも更新時期を迎えるが、少子化により乗車密度、使用頻度が減少している。このことから、実情に合った車両の整備を検討する必要がある。

学校ICT教育では、児童生徒、教員ともに1台のタブレット端末を配布しており、授業等で既に活用が進められている。今後も、ICTを活用した教育の環境改善を図る必要がある。

また、児童生徒が急激な社会変動で生き抜くために必要な資質や能力の向上を図るために、本村では令和6年度よりグローバル教育の推進を進めている。具体的には、中学生が台湾やブリティッシュヒルズ（福島県所在のイギリスをテーマとした施設）に赴き、語学研修や異文化理解に向けた取り組みを実施しており、引き続きグローバル化に対応した教育の充実が求められる。

イ 社会教育

当村では、佐井小学校を拠点に「放課後子ども教室」が設置され、軽スポーツ、工作、文化活動を通じて異学年や大人たちとのふれあいにより、子どもたちの安全で安心な居場所づくりを行っている。

また、各地区等の公民館と連携し、高齢者教育（ばらいろ学級）や地域文化の伝承教室なども実施しているほか、地域交流会として多世代交流の場の創出にも努めている。

課題としては、一部の参加者にとどまり、活動内容も固定化しているため、今後は地域のニーズを踏まえた内容を検討し、自主的な運営主体による活動の展開が必要である。

ウ その他（スポーツ・文化活動の振興）

村内小中学校の部活動について、令和7年度からクラブ化となり地域移行が進められている。こうした背景には、少子化による団体競技への出場が困難なことや教職員の勤務負担の増加があげられる。

児童生徒の活動の選択肢を広げができる一方で、指導者の確保や恒久的な財源の確保（指導者への謝金等）が今後の課題である。

また、持続可能な地域クラブの運営には、広域連携も見据える必要があるため、下北圏域における地域移行の状況を注視しながら事業を進めていく。

(2) その対策

ア 学校教育

- ① 村内小中学校の校舎及び体育館については、児童生徒が安全に利用できるよう適切な整備を進める。
- ② 入居困難な教員住宅については、計画的な解体を検討していく。
- ③ スクールバスについては、地域の実情に応じた車両を選定し、持続可能な通学手段の確保に努める。
- ④ 今日的課題への対応として、自国及び他国文化の理解促進といったグローバル化に対応した教育や児童生徒に配備したＩＣＴ機器を効果的に活用した教育の充実を図る。

イ 社会教育

- ① 地域のニーズを踏まえた公開講座や生涯学習地域事業等に取り組むことで、地域課題の解決力の醸成や、ふるさとを愛する心の醸成に努める。
- ② 地区会・町内会に生涯学習事業を委託し、自治振興活動と一体的な推進を図るとともに、地域リーダーに研修会への参加を促し、人材育成に努めるなど、多様な学習活動への支援を展開していく。

ウ スポーツ・文化活動の振興

日常生活において定期的・継続的にスポーツや文化活動ができる環境となるよう、地域スポーツ団体等への支援を行い、地域クラブの育成を図っていく。

上記に記載した全ての施設の整備に係る目標については、公共施設等総合管理計画との整合を図り、長寿命化や集約化、施設の配置の最適化を行うものとする。

(3) 事業計画（令和8年度～12年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
教育の振興	(1)学校教育関連施設 教員住宅	教員住宅解体事業 〔教員住宅 8棟〕	村	
	スクールバス	スクールカー整備事業 〔ワンボックス車 2台〕	村	
	その他	佐井小学校施設整備事業（大規模改修） 〔校舎 外壁、水道・電気設備 体育館 屋根、冷暖房設備〕	村	
		佐井中学校施設整備事業（大規模改修） 〔校舎 外壁、水道・電気設備 体育館 屋根、冷暖房設備〕	村	
	(5)その他	村地域クラブ活動推進事業	村	ソフト

(4) 公共施設等総合管理計画等との整合

佐井村公共施設等総合管理計画の施設類型ごとの管理に関する基本的な方針は、以下のとおり記載されている。

【学校教育系施設】

学校教育系施設については、「学校施設に関する長寿命化計画」を策定し、村の中核的な施設として、修繕や長寿命化および配置の最適化を的確に実施します。

以上のことから、本計画においても長寿命化や施設の配置の最適化を計画的に進めるなど同様の方針としており、佐井村公共施設等総合管理計画と整合している。

9 集落の整備

(1) 現況と問題点

本村には9つの集落が存在し、6つの町内会と7つの地区会が組織されている。

近年、地域では、環境保全、地域活性化、福祉、文化・芸術、社会教育など、幅広い分野で住民のニーズは多様化・複雑化し、新しい社会サービスの提供が必要となっている。

そのような状況下で、地区・町内会の活動は、伝統文化の維持や自主防災組織としての役割、広報紙等の配布など、その活動は多岐にわたり、行政が手の届かない部分に対し大きな効果をもたらしている。

しかし、近年の過疎化や少子・高齢化の進行に伴い、地域コミュニティの機能低下や連帶意識の希薄化が影響し、地域・町内会で行っている活動全般において担い手が不足している。

地区・町内会は、協働のむらづくりを推進する上で、欠かせない存在であるため、住民自治活動等を維持していくための支援が必要である。

(2) その対策

- ① 地区・町内会の運営や活動に対する財政的な支援を継続する。
- ② むらづくり団体、NPOなど、公益的な村民団体を育成するとともに、多様な主体によるむらづくり活動を支援する。

(3) 事業計画（令和8年度～12年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
集落の整備	(3) その他	町内会・地区会育成活動支援事業 (補助金)	村	ソフト

10 地域文化の振興等

(1) 現況と問題点

地域で継承される郷土芸能や文化・歴史などは、各地域の芸能保存等に関する団体が自主的に行っている。

青森県無形民族文化財に指定されている「福浦の歌舞伎」は、漁村歌舞伎として県内外の注目を集めているものの、歌舞伎演者の高齢化や地元住民の出稼ぎなどにより定期的な公演ができていない。

また、少子・高齢化や若い世代の人口流出等の影響により、地域の祭り運営が困難を極めるなど文化活動の担い手不足が課題である。

その土地に残る歴史や伝統文化は、地域に活力を与え人生を豊かにするものであるため、保存・継承等に係る取組を支援し、地域の財産として守り伝えていく必要がある。

(2) その対策

- ① 郷土芸能の保存・継承活動を支援するとともに、村民や域外の人々が伝統芸能に接する機会の充実に努める。
- ② 住民が郷土の歴史文化を学習する場として、村内の博物館類似施設や資料館を積極的に活用していく。

(3) 事業計画（令和8年度～12年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
地域文化の振興等	(3)その他	福浦の歌舞伎特別上演事業（補助金）	村	ソフト

11 再生可能エネルギーの利用の推進

(1) 現況と問題点

村と地域電力会社との共同出資により、令和3年4月に自治体新電力会社「株式会社さいエナジー」を設立した。新電力会社の設立により、地域への再生可能エネルギー供給事業はもとより、事業収入を地域に還元・循環させることで村づくり事業の財源として活用し、持続可能な地域づくりを図っていくこととしているが、その際の安定的な電力確保が課題となっている。

また、令和5年4月、環境省が定める脱炭素先行地域に選定されたことに伴い、脱炭素社会の実現に向けた先行的な取組を推進している。

具体的には、公共施設の太陽光発電・V2Hの導入、公用車のEV化、住民の自主的な省エネ設備の導入を支援するなど、エネルギーの地産地消による持続可能な村づくりや環境意識の啓発に努めている。

本事業については、地域脱炭素・再エネ推進事業計画に基づき、計画的な施設整備や住民の理解促進に向けた取り組みが求められる。

(2) その対策

- ① EV充電ステーションを整備し、村内におけるCO2排出量の削減に努める。
- ② 化石燃料で熱供給をしている公共施設に薪ボイラーを導入し、化石燃料の脱却による持続可能な社会の構築を図る。
- ③ 公用車のEV化を進め、行政活動における燃料抑制やCO2の削減に努める。
- ④ その他脱炭素先行地域計画提案書に基づき、脱炭素に係る事業を通じて、農山漁村における地域課題の同時解決も目指すことで、住民・事業者・行政が一丸となった持続可能なむらづくりを推進していく。

(3) 事業計画（令和8年度～12年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
再生可能エネルギーの利用の推進	(2)過疎地域持続的 発展特別事業 再生可能エネルギー 利用	<p>EV充電ステーション整備事業</p> <p>〔(村内3箇所) 急速充電器 6台 蓄電池設備 3台〕</p> <p>(事業内容)</p> <p>村内の駐車スペースにEVステーション設備を整備。</p> <p>(必要性)</p> <p>村内の移動によるCO2削減を進めるため。</p> <p>(事業効果)</p> <p>脱炭素化された移動が容易に行うことができるほか、住民や観光客の環境意識向上に繋がる。</p>	村	

	<p>薪ボイラー熱供給設備設置事業 〔佐井村高齢者福祉センター〕 (事業内容) 化石燃料で熱供給をしている公共施設2箇所に導入する。 (必要性) 化石燃料からの脱却による持続可能な社会構築を図るため。 (事業効果) 地域脱炭素化の推進に繋がる。また、未利用資源(間伐材等)の活用により森林所有者や森林事業者の収益増が期待される。</p> <p>患者送迎バス EV 化事業 (事業内容) 村所有の患者送迎バスをEV化する。 (必要性) 化石燃料からの脱却による持続可能な社会構築を図るため。 (事業効果) 地域脱炭素化の推進に繋がる。また、燃料費低減分を他の施策に充てることにより、患者送迎バス事業の持続的な事業継続が期待される。</p>	村
--	---	---

(4) 公共施設等総合管理計画との整合

佐井村公共施設等総合管理計画の施設類型ごとの管理に関する基本的な方針は、以下のとおり記載されている。

【子育て支援施設、保健・福祉施設】

○福祉施設「佐井村高齢者生活福祉センターあすなろ」

福祉分野ごと唯一の施設であることと地震や災害等の避難所(避難施設)にも指定されており、防災上も重要な拠点であることから、当面は現在の配置を妥当として維持します。

なお、高齢福祉施設においては、これからの中高齢社会に備え、施設の新設も含め、配置の最適化を計画的に進めます。

【行政系施設(消防関連施設等を含む)】

人口の減少や過疎化の進行を見極め、施設の最適化を図ります。

その他、公共施設等の総合的かつ計画的な管理に関する基本的な方針のうち、安全確保の実施方針では、「危険性が高いと認められる公共施設等は、迅速かつ適切に、改修や保全等の措置を講じ、村民ならびに施設等の利用者の安全を確保します。」と方針が示されている。

以上のことから、本計画においても長寿命化や利用者の安全確保のための計画的な改修等を進めるなど同様の方針としており、佐井村公共施設等総合管理計画と整合している。

事業計画（令和 8 年度～12 年度） 過疎地域持続的発展特別事業分

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
再生可能エネルギーの利用の推進	(2)過疎地域持続的発展特別事業 再生可能エネルギー利用	<p>EV充電ステーション整備事業 (村内 3箇所) 急速充電器 6台 蓄電池設備 3台</p> <p>(事業内容) 村内の駐車スペースにEVステーション設備を整備。 (必要性) 村内の移動によるCO₂削減を進めるため。 (事業効果) 脱炭素化された移動が容易に行うことができるほか、住民や観光客の環境意識向上に繋がる。</p>	村	
		<p>薪ボイラー熱供給設備設置事業 [佐井村高齢者福祉センター] (事業内容) 化石燃料で熱供給をしている公共施設2箇所に導入する。 (必要性) 化石燃料からの脱却による持続可能な社会構築を図るため。 (事業効果) 地域脱炭素化の推進に繋がる。また、未利用資源(間伐材等)の活用により森林所有者や森林事業者の収益増が期待される。</p>	村	
		<p>患者送迎バス EV 化事業 (事業内容) 村所有の患者送迎バスをEV化する。 (必要性) 化石燃料からの脱却による持続可能な社会構築を図るため。 (事業効果) 地域脱炭素化の推進に繋がる。また、燃料費低減分を他の施策に充てることにより、患者送迎バス事業の持続的な事業継続が期待される。</p>	村	